

連携協力校における教職専門実習の在り方と実務家教員の果たす役割

阪梨 學 ・ 藤村法子

(大学院連合教職実践研究科) (大学院連合教職実践研究科)

Professional teacher training through the cooperation of the United Graduate School and coordinated schools and the role of practical knowledge-based teachers)

Manabu SAKANASHI, Noriko FUJIMURA

2008年11月28日受理

抄録: 教職大学院が全国に設置されたが、ここでは学校現場における職務についての広い理解を前提として、自ら学校における諸課題に積極的に取り組む資質を有する活力ある新人教員を育成することが求められている。そのため、教職大学院の授業には「理論と実践の融合」が求められているが、その具体化を図る「学校における実習」は極めて重要な位置を占めることになる。ここでは本年度初めて実施した教職専門実習の現状を振り返り、その成果と課題を明らかにしながら、学部卒院生が理論知を実践知に変換できる資質能力を獲得できるために、実務家教員がどのような役割を果たしていけばよいかについて考察した。

キーワード: 教職専門実習、学部卒院生、実務家教員、連携協力校、理論と実践の融合、実践的指導力

I. はじめに

教育を取り巻く社会状況の変化等の中で、この変化や諸課題に対応し得る高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められているとの認識のもとに、中央教育審議会の答申「今後の教員養成・免許生徒の在り方」¹⁾は教職大学院を創設する必要があるとした。ここでは教職大学院は当面、学部卒院生についてはより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、現職教員については、地域や学校における指導的役割を備えた「スクールリーダー（中核的中堅教員）」の養成の二つの機能を持つことが求められている。制度設計の基本方針として、①教職に求められる高度な専門性の育成への特化、②「理論と実践の融合」の実現、③確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成、④学校現場など養成された教員を受け入れる側との連携の重視、⑤第三者評価等による不断の検証・改善システムの確立が示されている。

本教職大学院はこの趣旨を踏まえたシラバスを策定し、共通科目、コース必修科目、コース発展選択科目、教職専門実習で受講科目を構成している。教職専門実習の目的は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科「設置の趣旨等を記載する書類」²⁾（以下「設置の趣旨等を記載する書類」という。）によると「教職専門実習の目標は第一には共通科目やコース必修科目等で履修した専門知識や理論を実務経験を通して実践に融合させ、総合的な教育実践力を高めること、第二には学校現場が抱えている教育課題を踏まえ、自らの教育実践上の課題を解決する方法を研究開発し、実践の場で検証することを通して、教職の専門性を高めるとともに、自己省察能力とコミュニケーション能力をより高めること、第三には教員の学校組織における役割分担や地域・保護者との連携等を含む教職の実際について総合的に理解し、実習校の学校改善に貢献できる職務遂行の在り方を実務的に体得させること」としている。これを1年次後期の「教職専門実習Ⅰ」の10日間、2年次前期の「教職専門実習Ⅱ」の40日間で、達成することを目指している。

したがって、教師となるための基盤となる共通の内容と実習生個々の経験等に応じた課題に対応する実習をすることになるので、同じコースであっても具体的な実習内容が異なることになる。今年度初めて開講する教職専門実習Ⅰは、教師となるための総合的な教育実践力の基盤となることを身につけ、学部卒院生（以下「実習生」という。）各自が本格的に高めたい授業力や生徒指導力などの課題を明らかにすることをねらいとしている。授業力高度化コースと生徒指導力高度化コースの実習生対象の連合教職実践研究科連携協力校（以下「連携協力校」

という。)における教職専門実習Ⅰを制度設計に沿って具体を進めてきたところである。本稿では教職専門実習Ⅰにおける実施上の課題を明らかにするとともに、その課題解決に向けて中央教育審議会がいう「学校教育に関する理論と実践の架橋を体現する者として、研究的省察を行い、リードする役割が求められる」、教職専門実習の指導に当たる実務家教員の果たす役割について考察することとしたい。なお考察に当たって今回の実習の現状を把握するため、実習生、実務家教員対象に質問紙による調査、連携協力校の実習担当者へのインタビューを行った。(注)

Ⅱ. 教職専門実習Ⅰの現状

1. 実習形態

配置人数については制度設計の段階では小学校の希望者が多いことを想定し、連携協力校は小学校6校、中学校3校としたが、実習段階では小学校実習希望者11名、中学校実習希望者26名となり中学校希望者が多かったため、実習生を京都府内公立小学校3校(実習生は各校1~2名)で4名、京都市立小学校3校(実習生は各校2~3名)で7名、京都府内公立中学校2校(実習生は各校6~7名)で13名、京都市立中学校1校で13名を配置することとした。配置に当たっては該当院生に調査、ヒアリングを行い就職希望、居住地等を踏まえた。

実習期間については連携協力校と調整し9月に5日間、10月から毎週1日を原則として分散実習を5日間行った。なお分散実習は後期の授業との関係で実習生個々により実習日が異なるので、連携協力校として実習にかかわる日は5日以上になるが、小学校については実習生の人数が少なかったこともあり、6校中4校は分散実習を同一日に設定できたので総実習日は10日であった。残り2校の総実習日は13日、14日になった。中学校については実習生の人数が多かったこともあり、総実習日は19日、21日、26日という結果であった。

指導形態は、連携協力校の学級担任、実習担当者、管理職による指導とコース担任の研究者教員と各連携協力校担当の実務家教員とで実習生の指導に当たった。実務家教員については小学校の現場経験者2名、中学校の現場経験者2名が担当校を決めて巡回指導に当たるようにした。連携協力校への訪問回数は1校当たり小学校担当者が5回~10回、中学校担当者は7回~13回である。研究者教員は実習期間中2回訪問指導した。なお、この訪問回数には実習報告会における指導も含んでいる。

実習内容は、実習校である連携協力校の全体概要等の把握、学校教育活動の観察・理解や個人観察など実践観察、T1として授業、T2としての授業補助、児童生徒支援などの実践参加、その他校務に関する事項を設定した。専門教職実習Ⅰでは実習生は次年度実施する専門教職実習Ⅱで追究すべき実習課題を設定することが主となるので、今回の実習においては連携協力校やその学校の児童生徒の様子を観察し、自らが高めたい力量や課題を明らかにすることに力点を置くこととした。授業力高度化コースの実習生については実習課題との関係上実習期間中に公開授業をすることを原則としたので当然授業にT1として関わることになるが、生徒指導力高度化コースについては児童・生徒の実態把握・理解を重視することにしたので今回の実習ではT1としての授業を特に指定していない。

連携協力校における指導内容としては、教科指導、児童生徒理解を中心に教師としての業務や教師に必要な社会性についてなどとしている。

実習報告会については、教職専門実習最終日に連携協力校の実習担当関係者、大学院の研究者教員、実務家教員で実習生に授業改善や生徒理解をはじめ、専門実習Ⅱでの実習課題について指導講評をするという形で実施した。

2. 実習生の活動状況

実務家教員への調査によると、実習生は小学校においては、登校指導から下校指導まで子どもと活動を共にし、授業時に見える児童の様子だけでなく、児童一人一人の個性、興味関心の違い、集団との関わりなどを理解していた。児童との関係づくりも順調にできていた。しかしT2で協力指導を進める場合、授業参観をしているときなど目的が明確でないため、授業力や生徒指導力の一層の向上が必要であると感じるとの指摘がある。

中学校においては、小学校ではほとんどの実習生がT1としての授業を行っているのに対して、26名中16名

が T1 として授業を行っているという結果であった。小学校と違い生徒指導力高度化コースの院生は専門実習 II の実習課題を明確にするために生徒理解に重きを置いたことや同一教科の実習生が多い場合は担当教員との関係から T1 として授業をするのが難しかったこともある。実習課題はおおむね明確化できたことを考えると実習生の活動状況はよかったといえる。また学部段階の教育実習の内容が、とすれば授業実習に偏り過ぎとの指摘や教育実習で得た学校教育活動に関する基礎的な理解を踏まえ、できるだけ教師の日々の業務を経験するようにしたので、放課後の補習、部活動の指導、実習期間中に開催されている会議や研修にも多くの実習生が参加している。しかし一部には児童生徒へのかかわり方、教職員へのかかわり方、個人情報保護を踏まえた資料の作成など教員としての基礎的な事項について指導を要することが明らかになり、個別指導の一層の充実が必要となった。このことは連携協力校担当者へのインタビューにおいても同様の指摘がなされていた。これは学部段階の教育実習の質的・量的な違いが影響していることにも一因があると考えられる。特に学部段階の教育実習と連携協力校との校種が違う場合、さらには中高の教員免許状を持っている院生が新たに小学校を希望して実習に臨んだ場合に表出していると考えられる。

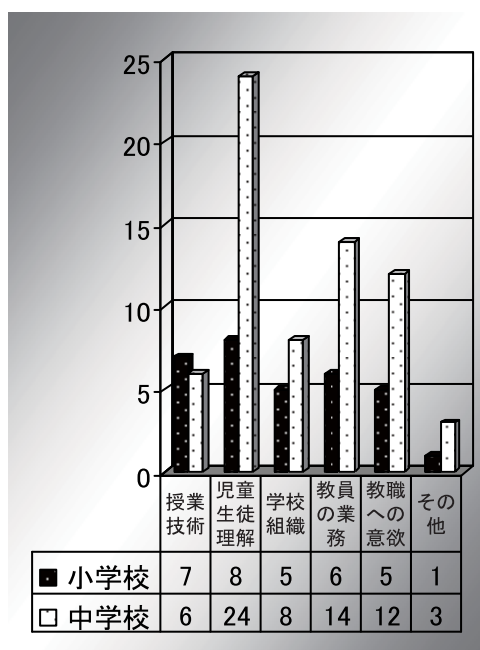
実習終了後の評価を連携協力校担当者にインタビューすると、小学校では 10 名中 8 名は「よい」、1 名が「概ねよい」、1 名が「もう少し指導が必要」という評価を得ている。中学校では、26 名中 12 名が「よい」、12 名が「概ねよい」、2 名が「もう少し指導が必要」との評価を得ている。小学校では一人配置の学校もあり、きめ細かい指導ができたが、実習生にとって複数配置の方がよかったのではないかと、生徒指導力高度化コースについても公開授業を必修にした方がよかったのではないかととの指摘があった。なお学部段階の教育実習生より教職に対する意識が高いとの評価も得ることができた。

実習生への調査によると、実習生は小学校、中学校とも実践観察、実践参加、その他校務に関する事項をかなり経験している。しかし実習当初において実習生は、学級担任や教科担任担当の教師とどのようにかかわるのか、どこまで動くのかなど困惑したこともあったと述べている。実習生や連携協力校に事前説明会等を行ったが、一層実習生個々に対する指導・援助と連携協力校担当者との一層の綿密な連携が必要である。

3. 実習内容

設置の趣旨等には「本研究科における実習は、学部における教育実習とは異なって、実習生が既に教員免許を所持していること」、「実習生の経験、キャリアによって、実習によって獲得されるものが多様であり、実習によって獲得されるものが多様であり、その個別性に応じて実習に形態や内容が設定されることの必要性が示している」としている。したがって、実習内容は学部段階の教育実習が授業中心となりがちであることを踏まえ、教職専門実習では、学校教育活動全般にかかわることを原則とし、その上に実習生が追究すべき実習課題を設定するようにした。実務家教員への調査によると多くの実習生は教育活動全般にかかわる業務をしながら次年度に追究すべき実習課題を設定することができたが、一部の实習生においては教育実習レベルにとどまっている状況が見られたとの指摘もある。

実習生への調査によると、学部段階の教育実習と異なり職員会議、学年会、教科会議、授業研究、教育相談部会等に参加している者もあり、教育実習生と区別化するような配慮が連携校でなされている。実習生は学校教育活動として学級活動参加、清掃指導、登校指導、給食指導などの業務に参加しているが、さらに一部の実習生は生徒のノートに感想を書いたり、授業の資料の作成を手伝ったり、休み時間等に校内巡視を行うなど多様な業務を担当している。実習前と変化したことの主な内容を見ると、小学校での実習生は児童理解（7人/10人）、授業技術（7人/10人）教員の業務（6人/10人）、を挙げているが、中学校での実習生は生徒理解（24人/26人）をほとんどの者が挙



げており、以下教員の業務（14人/26人）と続くのが特徴である。小中学校いずれも児童生徒理解、授業技術、教員の業務などについて理解が深まっていると考えられる。教職専門実習Ⅱに向けての調査では、小学校の実習生は「非常に高まった」が2人、「高まった」が7人、「変わらず」が1名であり、意欲が高まっているといえるが、中学校の実習生は「非常に高まった」が1人、「高まった」が11人、「変わらず」が10名、「低下した」が3名となっている。「変わらず」という実習生の理由としては、教職に対する意欲は変わらないという者がほとんどであり、特に指導を要しないが、「低下した」が3名については、「学校の実態などから自分の実習課題ができるか」、「実習生として学校にどれだけ貢献できるか」、「実習課題がまだ固めきれていない」という不安を述べている。これらの院生の不安に応えるため、研究者教員、連携協力校指導者と連携をしながら個別指導を進めたい。

4. 実習時期とその形態

教職専門実習Ⅰにおいては10日間の実習を前半の5日間は継続して実習を行う集中実習、後半の5日間は週1回程度の分散実習とし院生の授業との関連も踏まえ実施した。中学校の連携協力校の実習は9月中旬から実施したので、分散実習の終了は早いもので10月中旬、遅いもので11月下旬になった。当初の計画では分散実習の5日間は12月から2月の間に実施することとなっていたが、連携協力校の実態や実習生の大学院での授業を考慮し、できるだけ11月中には終わるよう調整した。実務家教員への調査によると、分散実習において授業実習のための進度の調整が困難であったり、児童生徒の実態の把握や人間関係づくりがしにくい状況が見られたこと、分散実習の期間は大学院の授業で時間的に余裕のない状況にあること、実習生の大学院での授業、院生の指導に当たる担当教員の授業との調整の困難さが指摘されていた。連携協力校担当者へのインタビューからは小学校ではほとんどの実習生がT₁として授業をすることもあり、分散実習で授業の連続性が途絶え、単発的な授業や導入に限定されるので、集中実習として2週間実施することが望ましいという意見が多かった。特に実習生が多い中学校からは慌ただしい現場では実習生の実習日が違うことによる指導の困難さが指摘された。なお生徒指導高度化コースについては分散実習でも可能ではないかという意見もあった。

5. 連携協力校担当者との関わり

実務家教員への調査によると当初の想定していた実務家教員が連携協力校を週に1回程度巡回訪問して、実習の観察や、連携協力校の指導者との連絡・協議により実習状況を把握し、適切な指導を行うことは十分に達成できた。併せて実習生のもう一人の担任である研究者教員も連携協力校の実習報告会に参加し指導を行うことができた。集中実習では週2～3回の訪問となったが、分散実習の日が分散している関係上中学校においては10日間となるべき実習日が延べ19日から26日となった。したがって実務家教員の訪問日数は7～13日となり、連携校の実習担当者とおおむね緊密な連携が取れたといえよう。一方、実習生が10名を超えた中学校一校では実習生の指導に苦慮したが、指導担当教員とは状況や指導事項の確認を行い、個別指導に繋ぐことができた。

実践報告会では連携協力校担当者、大学院担当者（研究者教員、実務家教員）で実習生への指導が適切に行えた。しかし設計の段階は小学校希望者（小学校免許所持者及び小学校二種免許取得希望者）を多く想定しており、そのため小学校6校、中学校3校の連携協力校を設けていたが、実際は小学校希望者が少なく、中学校希望者が多くなったため連携校に大きな負担をかけた。実習報告会を構成する実習生、実務家教員、研究者教員、実習校担当者の日程調整が難しかったといえる。

連携協力校へのインタビューでは、大学院担当教員とのかかわりで「事前に実習の中身のイメージが持ちにくかった」という指摘があったが、それ以外はおおむね連携ができたとの回答を得ている。

小学校では、院生の指導を通して連携協力校も緊張し学校の活性化に繋がったこと、実習生が積極的に教師の補助業務を行うので学校としても有益であったとの評価があった。中学校では、実習生の教科の重なり、実習生の人数の制限について指摘があった。しかし小中学校とも多くの実習生が実習修了後も学習ボランティアとして参加するので、連携協力校との関係は一層緊密になると考えている。

Ⅲ. 教職専門実習 1 から見えてきた成果と課題

「・・・教職大学院における『学校における実習』は、単に学部段階における教育実習の延長ではなく、これを通じて得た学校教育活動に関する基礎的な理解の上に、長期間にわたり、教科指導や生活指導、学級経営等の課題や問題に関し自ら企画・立案した解決策を実験的に体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質能力を培うものであることが必要である。・・・」¹⁾と中教審答申で述べられているように学部段階の教育実習とは異なるものであることが強調されている。この視点にのっとり、教職専門実習 I での問題を考えていきたい。

1. 配置人数

実施方法についてはいくつかの改善が必要であることが明確になってきた。院生が主体的に取り組める実習に適する配置適正人数がまず考えられる。やはり、現場経験がほとんど無い院生もおり、一人配置では相談相手も身近におらず、かなり不安な状況と言えよう。小学校での最大配置は、3人で連携協力校では適切であったと評価を得ている。一方、中学校では連携協力校3校に対し、中学校配置希望者が26人と多く、1校当たりの実習生数が小学校の場合を大きく超えた。10名を超えた中学校もあり、実習生の指導に際し、連携協力校側に負担をかけることになってしまった。実習を希望する院生の数と実習を受け入れる学校の数、需用と供給の関係で簡単には決められないが、今後連携協力校の拡大も視野に入れて、適正配置人数を考えていかねばならない。

2. 実施期間とその形態

次に実施期間であるが教職専門実習 I で院生が希望する校種の学校文化を理解し、自らの問題意識を課題意識にまで高め、教職専門実習 II で自ら企画立案した解決策を実証していくという設計は基本的には合理的である。問題意識を課題意識にまで高めるための時間保障をしようと、今回後半は週1回(5週間の時間的ゆとり)の分散実施にした。これはまた一見合理性があるようであるが、実際のところ院生にとってはその期間も大学院での授業があり、じっくりと実習に専念できる状況ではなかった。また分散実施することで、前回の実習日から次に学校へ行くまで1週以上開くこともあった。その間の授業の進度が理解しにくかったり、児童・生徒の実態把握や児童・生徒との人間関係づくりが難しくなったりという状況も見られた。連携協力校からも、実習生がいつ来るのか把握がしにくかったとの指摘もある。折角の長期にわたりという部分が細切れになって、その効果を半減しているのではないかという懸念が生じてきた。

3. 指導体制と指導内容

次に指導体制と指導内容に現状分析を進めていきたい。結果的には実習生の指導については、連携協力校の担任教員に頼る部分が大きくなった。日常子どもと院生を見続けているのは担任教員でありそうならざるを得なかったが、それなら学部段階での教育実習との違いが見えてこない。また実際、指導内容も学部時の教育実習のものとは変わらない内容(授業するにあたって、日々子ども理解等)になってしまった部分もある。もちろん、実習生のレディネスからくるものもあったことは否めない。

学校が直面している教育課題への認識、またそれに立ち向かう教職員集団の懸命な努力・取り組みをいかに理解させるかが大きな課題として残っている。そこに問題意識を持たせるのは、大学院側指導者の仕事ではなかったか。また実習協力校へ求める院生指導への共通認識を持ち得なかったというのも今回の反省点である。連携協力校との事前打ち合わせの持ち方とその内容を適切に計画実施することは、その後の実習の成否を決定するといっても過言ではない。

さらにもう一つ大きな要素として考えられるのは、院生自身のレディネスが、教職大学院での教職専門実習を受けるに十分であったかという視点である。学部段階の実習は、教員として最小限必要な資質能力を養成する課程の実習である。それらを基盤により発展させた教職大学院での実習が計画されねばならない。しかし、教員として最小限必要な基礎基本(学習指導案の作成、授業の基本的な進め方、児童・生徒の関わり方など)が確実に体得できていない院生も、正直存在している。また教員の資質としてより大切にされねばならない社会性・コミ

コミュニケーション能力等の観点（教職員への関わり方、個人情報保護を踏まえた資料作成など）からも課題を感じている。8大学連合で構成されている本大学院では、その基盤が様でないところに一因があると考えられる。院生のレディネス、実態が多様な中で、これらの個人差に対応しどのように実習内容を組み立てるか、また実習に向けての事前指導の内容をどのような計画するかが課題である。

数多くの問題点を含みながら実施した10日間の教職専門実習Ⅰではあったが、院生の多くは次年度の教職専門実習Ⅱに向けてその意欲を高めている。またそれまでの自己の課題も認識している。連携協力校でも院生の存在を、準スタッフ的に受け止めて頂いているところもあり、実習終了後も「手伝いに来てくれないか」とか「研究発表へ来ないか」との声も掛かる。また、実習が終わってからも、中学校では20名、小学校では全員がボランティア等で連携協力校への関わりを持ち続けようとしている、など一定の成果があったと考えることができる。

次の項では、次年度の教職専門実習Ⅰの在り方を、また現在の院生が教職専門実習Ⅱにはいる現実に立ち、いずれもが本当に有効なものになるために、これらの課題をいかに克服していけばよいか、実務家教員の立場から改善策を考えていきたい。

Ⅳ. 課題克服のために実務家教員の果たす役割

横須賀氏（十文字学園女子大学特任教授）は「学校における実習の重要性」について「院生自身は授業で学んだ内容、特にその理論部分を『学校における実習』の機会に実施を試したり、理論を相対化させたりする機会となる。当然指導教員はそれを有効に導くよう指導することになる。この場合は『理論と実践の融合』にとってまたとない機会になるはずである」⁴⁾と述べている。このまたとない機会をコーディネートする立場の実務家教員の果たすべき役割を考えてみたい。

1. 実施方法の見直し

今回出された問題点を改善するために、早急に実地教育運営委員会でその見直しを図っていかねばならない。特に実習協力校の拡大と実施期間分散か集中かも含めて結論を出していかなければならない。学校側にとっても院生にとっても、その時期を早く知らせることは準備体制を整えるにため必要なことである。院生が教職専門実習に専念できるためには、院生の授業のない夏休み期間に、また児童・生徒理解や授業実施のための進度調整などから考えても、集中実施が適切であると考えられる。ただ運動会の実施など、受け入れ校の事情を考慮することも当然求められることである。しかし、学校教育の様々な場を経験することも院生にとって必要なことであり、あまり学校行事に左右されるべきではないとも思われる。一方、教職専門実習Ⅱでは設定した課題に適した時期が一定考慮されるべきであると考えられる。また前項では課題としてあげてはいたが、連携協力校で行う教職専門実習報告会と大学院で行う教職専門実習報告セミナーについても、他の課題と関連して見直しをしていかねばならない。

2. 事前指導の改善

今回の事前指導では、主に実習方法の共通理解と心構え（教育公務員としても含めて）を重点内容に実施した。学部実習でつけているべき基礎基本が整っているという前提にたちスタートしたので、様々な問題が生じた。個々の院生に、事前調査とヒアリング（今回も実施したが希望を聞くことが中心の聞き取りになっていた）の精度の高いものを実施し、事前指導の内容を共通にすべきことと、個々に応じて指導すべき事項に分けて指導を行うことが必要である。特に、学習指導案の書き方、授業設計の一般的方法、児童理解の意義やその方法等基礎・基本についても再度指導することが必要であると感じている。できれば初任者研修で行うレベルのものも、必要に応じて先に指導することも考えねばならない。どの段階にどの場で実施していくか、事前指導計画を策定する必要がある。また院生の実習課題は連携協力校の実態と本人の課題意識に合わせて策定されねばならない。配当される連携協力校が何を求めてどのような取り組みが実践されているのか、最低限の情報を早く院生にも知らせおくことが必要である。学校の研究課題や取り組みと軌を一にした実習課題が設定されることが有効である。そのための指導や調整が必要になってくる。また社会性、コミュニケーション能力についても改めての指導の必

要性を感じている。これらは、大学院の全ての教育活動の場でなされなければならない。

3. 大学院の授業と教職専門実習1への関連付けの強化

事前指導の強化と相まって、実習に入る前、つまり前期の大学院の授業の有り様を工夫してみるのも有効であると考えられる。教職専門実習で院生がどんな学びをするのか、大学院全教員が共通の認識をもち、それぞれの授業がどのようにリンクしていくのか意識することも重要なファクターであると考えられる。また現在ある共通科目「魅力ある授業づくりの実践と課題」や「生徒理解の実践と課題」などを実習にはいる前、即ち前期履修を課するなど工夫できるのではないだろうか。もちろん授業については受講人数に制限もあり、難しいことは予想されるが、教職専門実習を充実したものにしていくためには一考すべきであると考えている。

4. 連携協力校との連携体制の確立

実習の目的が学部での教育実習とは異なることをお互いに共通理解しておくことが重要である。教職大学院が目指す教職専門実習の具体的なイメージを明らかにすることが必要である。求める実習の姿を明確にして、共通理解を図ることからスタートしなければならない。また実習生の立場を明確にすることも忘れてはならない。当該協力校のスタッフとして迎え入れてもらうことが、その目的を果たすためには重要であると考えられる。受け身の参観から学ぶのではなく、実践を通しての指導がポイントになる。実習内容について、もちろん小学校の場合、授業実践が中心となることは否めない。しかし、教職大学院での教育のねらいを考える時、現場へ彼らが出た折に、その学校作りの即戦力となり得る素養を育成することが命題として存在している。そうである以上、その内容はもう少し広いものでないと目的を果たすことはできないと考える。初任者研修の内容を参考に考えることも一方法である。授業法についても学部で獲得する基本的な事柄から、今の現場で必要とされている教育方法にその歩を進めなければならない。それがなぜ必要なのかしっかり理解した上で経験させることが重要であり、連携協力校の取り組みと軌を一にする為にも、現場の学校理解が重要となってくる。大学教員が当該校をしっかりと認識理解することから始まる。また指導体制をどのようにしていくのかの十分な打ち合わせ、連携が必要である。何よりも早い段階でその内容を詰めておく必要がある。

5. 院生への個別支援・指導

院生一人一人、備わっている教師としての基礎基本の力、将来の思い等はかなり異なる。主体性を確立しながらも、研究者教員・実務家教員が彼らに寄り添い、時には研究の厳しさや現場の厳しさの指導、また時には温かく励ます指導支援が必要である。我々教員の取り組み姿勢が、彼ら自らの指導理念の形成に影響を及ぼすものと確信している。

6. 実務家教員として

「教職大学院においては、学校教育に関する理論と実践の融合を図るため専任教員のうち4割以上を教職等としての実践経験を有する実務家教員とすることとされている。・・・」また、教職大学院におけるカリキュラム全体から鑑みた場合、特定の科目のみにおいて実践事例が扱われ実践性が意識されるものではない。このため、教職大学院においては、実践的な内容は実務家教員のみにより分担・分業されるべきものとの考えをとるべきではない。実務経験を有する実務家教員といわゆる研究教員とがともに協働しつつ、全体として実践的内容を意識した教育が展開される必要がある⁵⁾と中教審答申では述べられている。また同資料の中の一節に「実務家教員には従来とは異なるこれら新しい指導法への資質がより期待される」ともある。実務家教員は上記の改善策を実効あるものにするために、唯その調整を図っているだけではその責を果たすことはできない。教職専門実習のありようについて如何にその実践的指導力を育成していくのかの強い思いを、院生はもちろん連携協力校、大学院教員と三者が共有することが重要である。その架橋となることが実務家教員の大きな責務であると考えられる。

V. まとめにかえて

今、教師に本当に求められる資質は何かを、一言で表すとするならば、小島氏は「考える教師」⁶⁾であると常々語る。そして「考える教師」に期待する「授業力」として①学びへの動機づけと授業への参加を促す力、②知を開発、解釈して生徒に分かりやすく教える知のコミュニケーターとしての力、③実践的な学びを通して知を深化、発展させ総合的、横断的な学びを促す力、④自らの授業づくり戦略のもと、教材の教育的価値を明確にし、魅力的な授業を展開する力、を挙げている。

また堀内氏は「教職大学院を教職の社会的な高度化に向けた確かな制度としていくことが、・・・この制度によって、豊かな知性、教養や感性をもち、主体的・自律的な『人間教師』が多様に排出される必要がある。・・・『成熟した人間教師』を目指すことが・・・」⁷⁾とあらわしている。

「考える教師」「成熟した人間教師」を求める教師像と描きながら、彼らに育成されねばならない「実践的指導力」の内容をより具体的にし、そのイメージを明らかにしていく必要がある。また、それをどのように育成するかを次の教職専門実習Ⅱで探っていかなければならないと考えている。院生が連携協力校で当事者の一員として参加し、当該学校の教育活動を支える一員として寄与できるような実習を目指していきたい。そのため、教職専門実習Ⅱを迎えるまでに院生個々に何を補強し、更なる学びに繋いでいくかも直近の課題でもある。これらの課題解決に向けて連合教職実践研究科の教員総体の協働性のもと、熱き院生指導を進めていきたい。

注

注) 質問紙による調査は2008年11月10日から11月14日まで行い、実習生36名全員から回答を得た。実務家教員4名についても全員回答を得た。連携協力校9校の実習担当者には実務家教員が2008年11月1日から11月7日までインタビューを行った。

引用文献

- 1) 文部科学省 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」2006.7 中央教育審議会答申
- 2) 京都教育大学大学院連合教職実践研究科 「設置の趣旨等を記載する書類」2007.10
- 3) 文部科学省 「教職大学院におけるカリキュラムについて(補論)」2006.7. 中央教育審議会答申
- 4) 横須賀 薫 「教職大学院における『理論と実践の融合』」 『教職研修』 2008.5 教育開発研究所
- 5) 教職大学院カリキュラム(補論) 参考資料1 「教職大学院における『実務家教員』のあり方について」 今後の教員養成・免許制度の在り方に(中教審答申2006.7)
- 6) 小島弘道 「教員養成と教職大学院」 『教職課程』10月号別冊 2007.10 協同出版
- 7) 堀内 孜 「教職大学院ですべきこと、できること、したいこと」 『教職課程』10月号別冊 2007.10 協同出版